

和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画
－南海トラフ巨大地震等の大地震に備えて－

令和3年4月

(令和5年1月改定)

和歌山県

はじめに	1
1 計画策定の背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 本計画の期間	2
4 対象となる住宅・建築物	3
(1) 定義	3
(2) 分類	3
5 想定される地震の規模と建物被害	12
(1) 震度分布	12
(2) 建物被害予測	13
第1章 和歌山県の耐震化の現状と分析	15
1 住宅・建築物の耐震基準	15
2 住宅	15
(1) 耐震化率の推移と現状	15
(2) 耐震化率の推移の分析	17
(3) 和歌山県の取組実績と分析	22
3 耐震診断義務化建築物	26
(1) 要緊急安全確認大規模建築物	26
(2) 要安全確認計画記載建築物	27
4 多数の者が利用する建築物	28
5 県有施設	29
6 今後の取組に求められる事項	29
第2章 耐震化の目標	30
1 耐震化の数値目標	30
第3章 住宅・建築物の耐震化促進に関する施策	31
1 役割分担と基本方針	31
(1) 耐震化施策における役割分担	31
(2) 基本方針	31
2 具体的施策	32
(1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	32
(2) 住宅・建築物の地震時の総合的な安全対策に関する啓発	32
(3) “だれもが気軽に簡単に相談できる”相談窓口の周知・活用促進	33
(4) 耐震診断・耐震改修に対応できる専門家の体制整備の推進	34
(5) 耐震診断後の耐震改修を促進するための仕組みづくり	34

目 次

(6) 住宅耐震化促進事業の更なる充実・強化.....	35
(7) 耐震診断義務化建築物等を対象とした助成支援.....	35
第4章 所管行政庁との連携に関する事項.....	36
1 耐震改修促進法による指導等.....	36
(1) 指導・助言対象建築物（全ての既存耐震不適格建築物）.....	36
(2) 指示・公表対象建築物.....	36
(3) 耐震診断義務化建築物.....	36
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項.....	39
1 「和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会」について.....	39

はじめに

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

阪神・淡路大震災を受けて平成7年に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が制定された。その後、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、南海トラフの巨大地震等の被害想定が見直され、従前よりもはるかに大きな被害が想定されることとなり、建築物の安全性を取り巻く情勢の大きな変化を踏まえ平成25年11月に改正されました。

また、平成31年1月には、大阪府北部地震におけるブロック塀等の被害を踏まえ、耐震改修促進法施行令が改正され、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等の耐震化促進に関する事項等が追加されました。

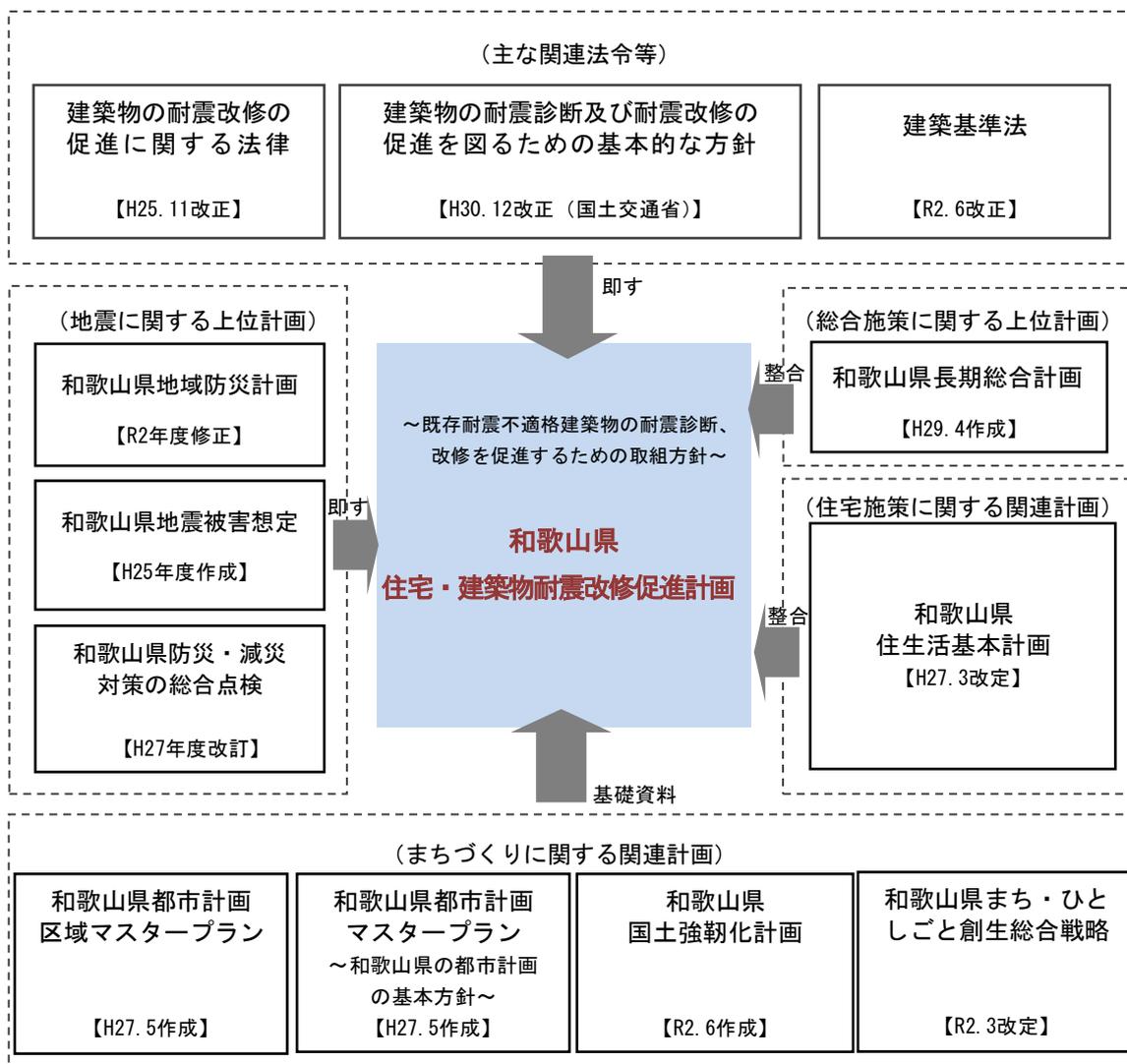
本県では、平成19年3月に「和歌山県住宅・建築物耐震化促進計画－東南海・東海地震等の大地震に備えて－」を策定、更に、平成28年3月に5年間の取組等を定めた「和歌山県住宅・建築物耐震化促進計画－南海トラフ巨大地震等の大地震に備えて－」を策定し、住宅・建築物の耐震化を推進するための各種施策展開を図ってきました。

(2) 目的

本計画は、こうした状況変化を踏まえ、現計画に掲げる目標の達成状況の確認と、これまで取組んできた耐震化施策の効果の評価を行い、現計画を引き継ぎつつ、新たに令和7年度末までの計画を策定し、人命を守ることを最優先とした「安全・安心な住まいづくり・まちづくり」を実現するものであります。

2 計画の位置づけ

本計画は、その他の防災対策と合わせて推進すること、また、住宅所有者の住生活・住環境や県が進めるまちづくりと密接に関連していることを踏まえ、以下の関連計画等との整合を考慮し策定しました。



3 本計画の期間

本計画は、前計画を引き継ぐものであり、国土交通省における「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」のとりまとめを踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年を計画期間とします。

4 対象となる住宅・建築物

全ての既存耐震不適格建築物のうち、本計画で対象となる住宅・建築物の定義・分類は次のとおりです。

(1) 定義

住 宅：一戸建ての住宅、長屋、共同住宅等

建築物：住宅を含む全ての建築物

(2) 分類

建築物の分類については、下表のとおりです。

表1 対象建築物

分 類	内 容
耐震診断義務化 建築物	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物（耐震不明建築物）で、次に掲げる建築物 ○要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条第1項） ・不特定かつ多数の人が利用する大規模建築物等（表2） ○要安全確認計画記載建築物（法第7条） ・県が指定する公益上必要な建築物（防災拠点建築物等）（表3） ・県、市町村が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物（組積造の塀を含む）（表4・図1）
特定既存耐震 不適格建築物 （法第14条） （表2）	○多数の者が利用する一定規模以上の建築物 ○一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場 ○県、市町村が指定する避難路沿道建築物（図2）
上記以外の建築物	○上記以外の住宅や小規模建築物

表2 建築物の用途別、規模別規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		指導・助言対象となる 特定既存耐震不適格建築物 の要件	指示対象となる 特定既存耐震不適格建築物の 要件	耐震診断義務付け 対象建築物の要件 要緊急安全確認大規模建築物		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上				
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所						
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館						
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿						
事務所						
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物					政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)		
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

表3 法第5条第3項第1号で規定する大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限

所在地	建築物名称	災害時における用途	報告の期限
—	避難所 ^{*1}	令 ^{*2} 第2条第22号	平成27年12月31日
橋本市	橋本市伏原文化センター	令第2条第22号	平成29年12月31日
かつらぎ町	かつらぎ町庁舎	官公署	平成29年12月31日
九度山町	九度山町庁舎	官公署	平成29年12月31日
高野町	高野町役場庁舎	官公署	平成29年12月31日
高野町	高野町中央公民館	令第2条第22号	平成29年12月31日
白浜町	白浜町本庁舎	官公署	平成29年12月31日
串本町	串本町役場本庁舎	官公署	平成29年12月31日

*1 要緊急安全確認大規模建築物のうち、被災後の避難生活者を一定期間受け入れることができる避難所としての機能を有する建築物（市町村と協定締結している又は締結することが確実なもの）

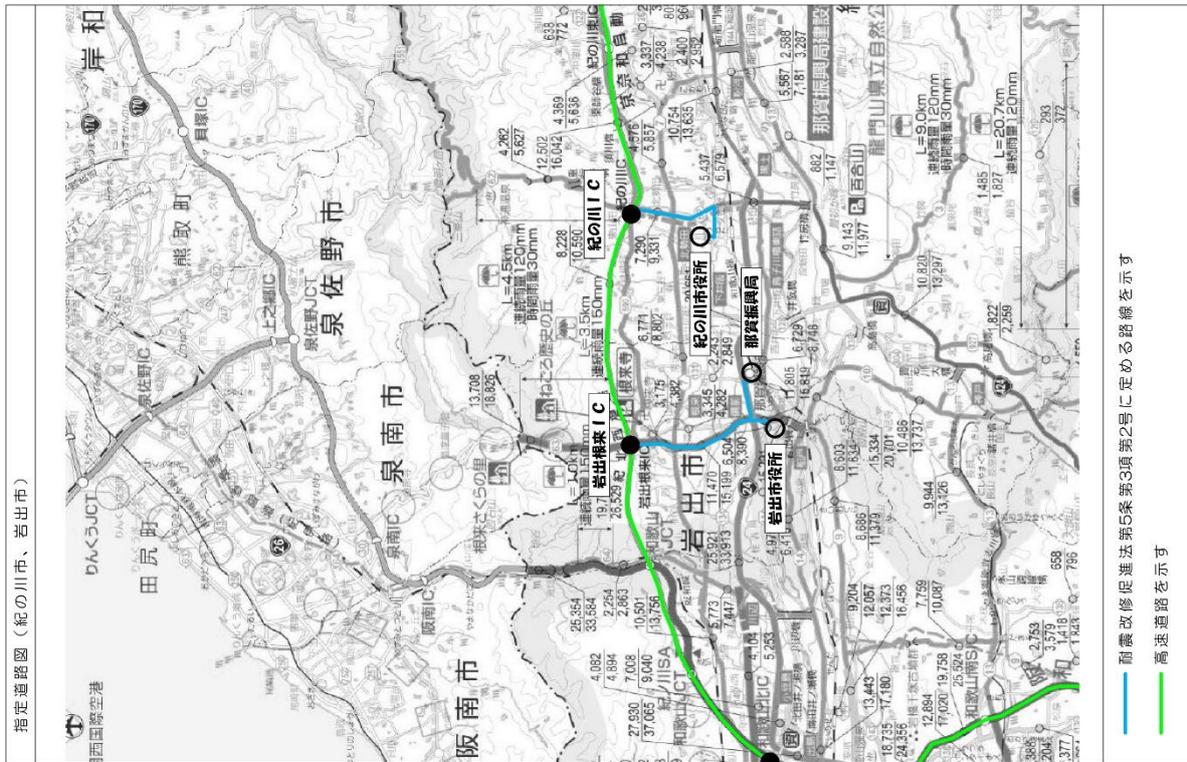
*2 令とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年12月22日政令第429号）を指す。

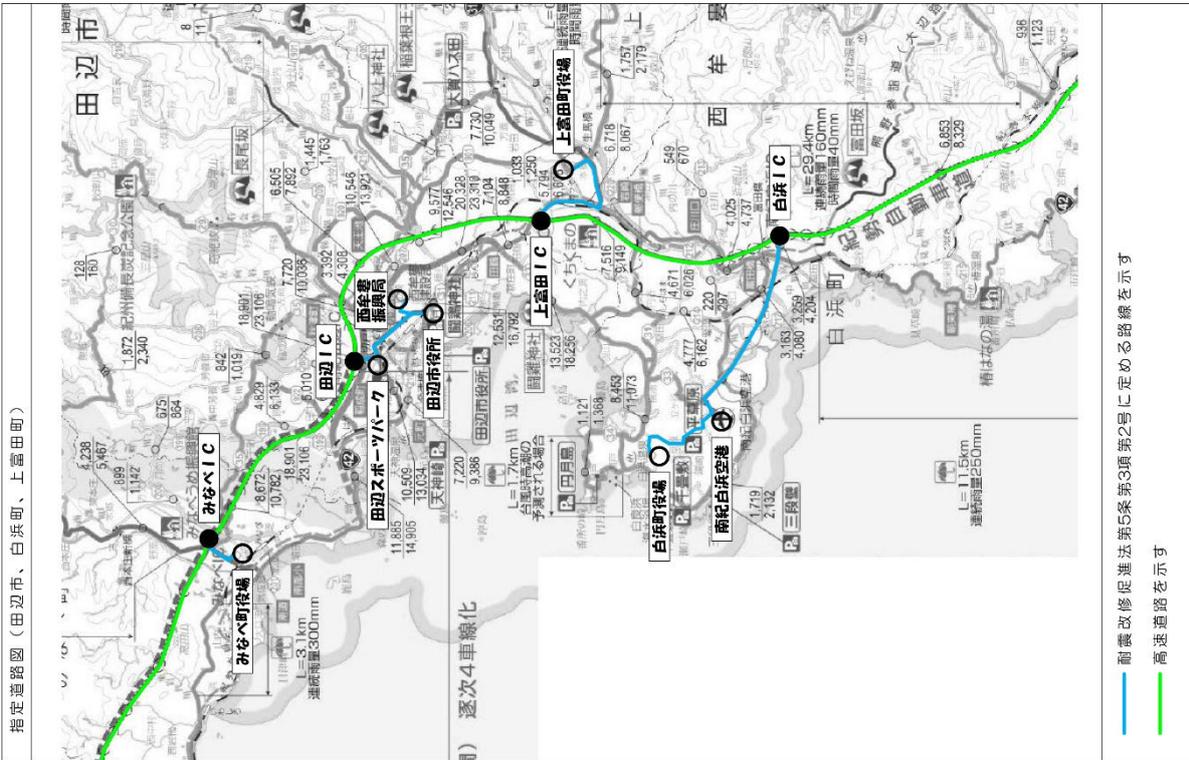
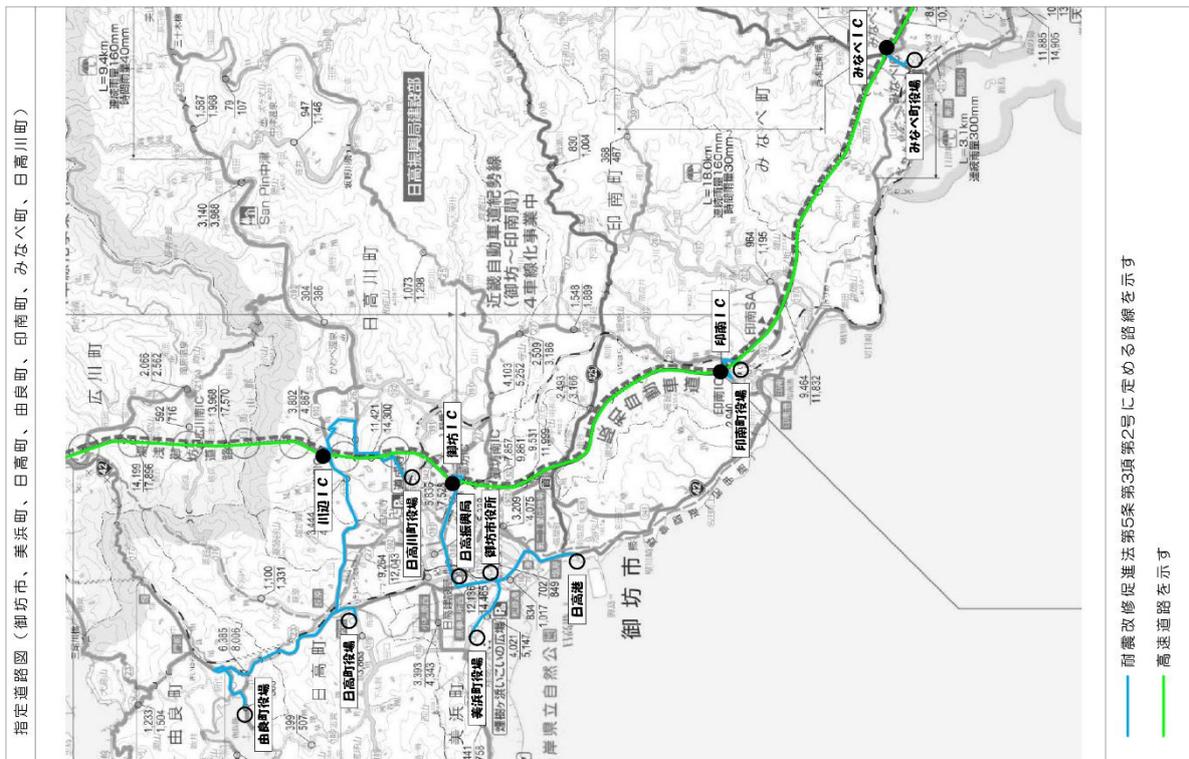
表4 法第5条第3項第2号に基づき指定する道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限

○耐震診断結果の報告期限 令和6年3月31日

対象区間		路線名	延長(km)
和歌山 I C	～ 和歌山県庁	国道24号/県道鳴神木広線/県道和歌山野上線/県道和歌山港線	6.9
(田中町交差点)	～ ビッグホール	市道新和歌浦中之島三井寺線	0.9
(和歌山県庁)	～ 和歌山本港区	県道和歌山港線/一号臨港道路/七号臨港道路	2.8
(県庁前交差点)	～ 和歌山市役所・和歌山市消防庁舎	国道24号/県道和歌山阪南線	0.9
和歌山北IC	～ コスモパーク加太	県道小豆島船所線/市道直川45号線/県道粉河加太線	14.0
岩出橋来IC	～ 那賀振興局	県道奈佐野岩出線/国道24号/県道新由広芝岩出停車場線	4.6
(編前交差点)	～ 岩出市役所	県道奈佐野岩出線/県道小豆島岩出線	0.5
紀の川IC	～ 紀の川市役所	県道奈佐野打田線/市道東国分赤尾線	2.4
かつらぎ西 I C	～ 高野町役場	県道那賀かつらぎ線/国道24号/国道480号/県道高野天川線/市道五ノ壑線/市道寛谷線	24.3
紀北かつらぎIC	～ かつらぎ町役場	市道大谷58号線/国道24号	1.4
高野口IC	～ 九度山町役場	市道高野口8号線/市道大野向島線/市道大野慈尊院線/市道183号線/県道和歌山橋本線/市道53号線	4.0
橋本IC	～ 伊都振興局	国道371号	1.7
(橋本IC南交差点)	～ 橋本市運動公園	国道371号/市道原田幹線/市道原田運動公園線	1.4
(市道交差点)	～ 橋本市役所	国道24号	1.4
海南東IC	～ 海南市役所	県道海南金屋線/国道370号/市道福川118号線/市道大野中51号線/市道赤坂台8号線/市道南赤坂1号線	1.9
(福川東交差点)	～ 紀美野町役場	国道370号/県道岩出野上線	7.3
有田IC	～ 有田振興局	国道42号/県道吉備金屋線/市道天満龍井線	2.4
(有田IC)	～ 有田市役所	県道吉備金屋線/国道42号/国道480号	7.5
(有田IC)	～ 有田川町役場	県道吉備金屋線	1.6
湯浅IC	～ 湯浅町役場	市道湯浅147号線/市道別所11号線	1.0
(湯浅町役場)	～ 広川町役場	市道湯浅147号線/市道別所11号線/国道42号/県道湯浅広港線/県道御坊湯浅線/市道広西2号線	2.7
川辺IC	～ 日高川町役場	県道玄子小松原線/県道御坊美山線	3.3
(川辺IC)	～ 日高町役場	県道玄子小松原線/市道千津川富安線/市道萩原前木線/国道42号/県道北井紀伊内原停車場線	5.6
(萩原交差点)	～ 由良町役場	国道42号/県道御坊湯浅線/市道1-213号線	5.6
御坊IC	～ 日高振興局	県道日高印南線/県道御坊美山線	3.6
(日高振興局)	～ 日高港	県道御坊美山線/国道42号/塩原臨港道路	4.1
※路線重複	～ 御坊市役所	—	0.0
(萩原通り交差点)	～ 美浜町役場	県道御坊美山線	2.2
印南IC	～ 印南町役場	県道印南原印南線/市道山口西ノ地線	1.6
みなべIC	～ みなべ町役場	国道424号/市道芝気佐藤線	1.1
田辺IC	～ 西牟婁振興局	市道明洋団地古町線/国道42号/国道424号/市道紀伊線/市道朝日ヶ丘16号線/市道中万呂磯坂支線2号線	6.5
※路線重複	～ 田辺スポーツパーク	—	0.0
(湊塔之内交差点)	～ 田辺市役所(庁舎移転)	国道424号/県道田辺白浜線	0.6
白浜IC	～ 南紀白浜空港	県道白浜温泉線	5.7
(南紀白浜空港)	～ 白浜町役場	市道三段空港線/市道空港島崎線	2.4
上富田IC	～ 上富田町役場	国道42号/国道311号/県道上富田すさみ線	2.6
すさみIC	～ すさみ町役場(すさみ町防災センター)	県道すさみ古座線	0.2
太地IC	～ 太地町役場	県道南平野下里停車場線/国道42号/県道梶取崎線	1.6
那智勝浦IC	～ 那智勝浦町役場(消防・防災センター)	県道那智山勝浦線/国道42号	2.5
新宮 I C	～ 東牟婁振興局	国道42号/市道王子ヶ浜線	5.5
(高森交差点)	～ 新宮市市民運動競技場	国道42号/市道下地鞍山線/市道比奈久保線/市道永田切坊線	2.5
(東牟婁振興局)	～ 新宮市役所	市道王子ヶ浜線/市道西野田線	1.7
(橋本文交差点)	～ 北山村役場	国道168号/国道311号/国道169号	44.0
合計			194.5

図1 法第5条第3項第2号に基づき指定する道路





指定道路図（すさみ町）



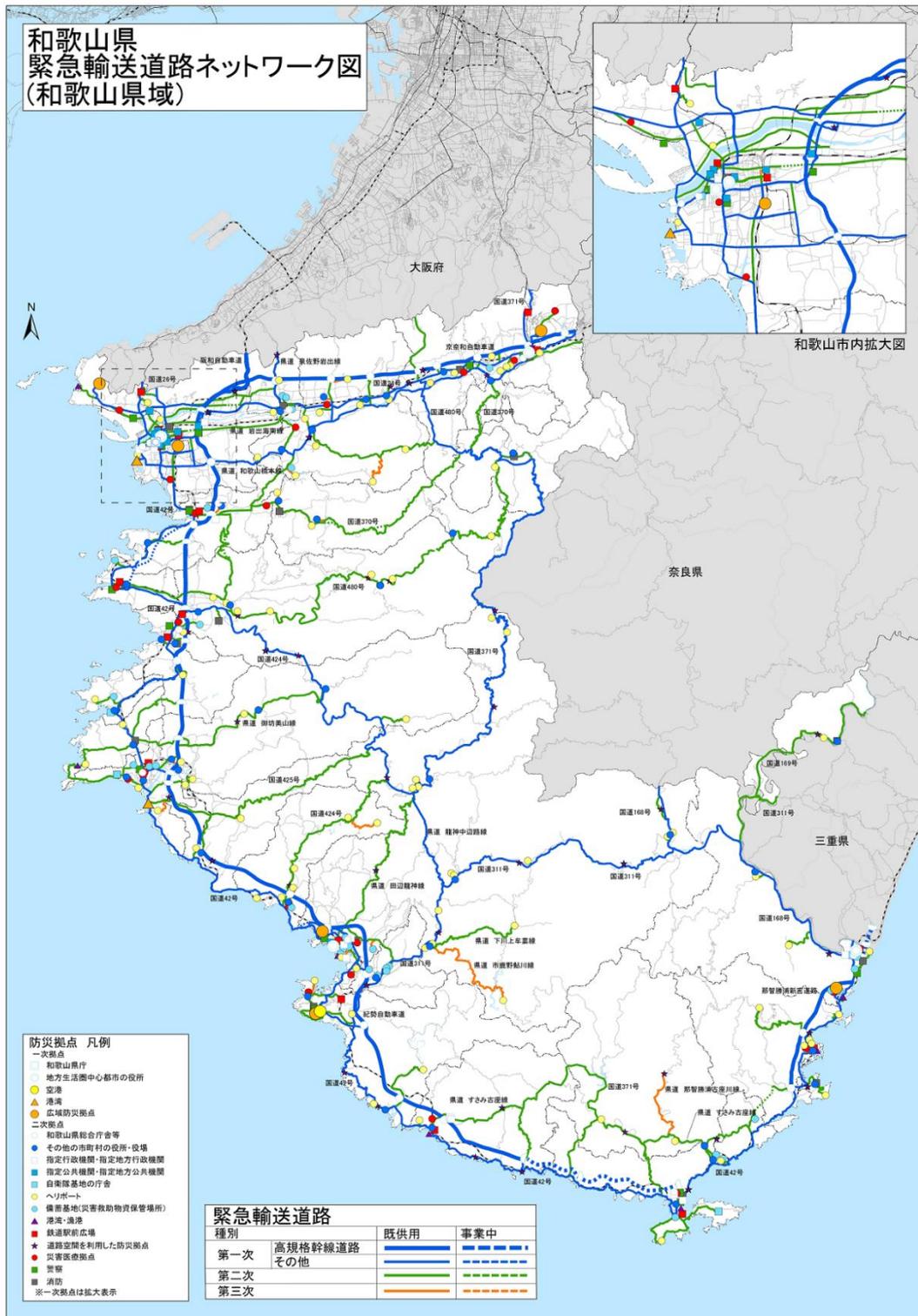
前掲改修促進法第5条第3項第2号に定める路線を示す
 高速道路を示す

指定道路図（新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村）



前掲改修促進法第5条第3項第2号に定める路線を示す
 高速道路を示す

図2 法第5条第3項第3号に基づき指定する道路に関する事項



沿道建築物の耐震化により緊急車両の通行や多数の者の円滑な避難を確保すべき道路として県地域防災計画に定める緊急輸送道路及び市町村が耐震改修促進計画において定める道路を指定します。

5 想定される地震の規模と建物被害

和歌山県では、県・市町村の地域防災計画や防災減災対策の基礎資料とし、また、ライフライン関係企業、公共交通機関並びに病院、福祉施設及び工場などの民間施設等、様々な機関の防災減災対策の基礎資料として活用するとともに、県民の皆様の防災対策への理解を深め、自助・共助の取組を促進し、被害想定を踏まえた防災減災対策により、被害を最小限にするとともに、死者ゼロを目指すため、地震被害想定を行っています。

「和歌山県地震被害想定調査（平成26年3月）」における東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震より予測される震度及び建物被害は次のとおりです。

(1) 震度分布

① 東海・東南海・南海3連動地震

東海・東南海・南海3連動地震は、震源域が静岡県から高知県に及ぶM8.7の地震で、発生した場合の震度分布は、震度5弱から7となり、中部から南部の沿岸平野部を中心に大きな震度が予測されています。（図3）

② 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は、震源域が静岡県から宮崎県に及ぶM9.1の地震で、発生した場合の震度分布は、震度5強から7と全県的に大きな揺れとなり、地盤の弱い沿岸平野部で特に大きな揺れが発生すると予測されています。（図4）

図3 東海・東南海・南海3連動地震

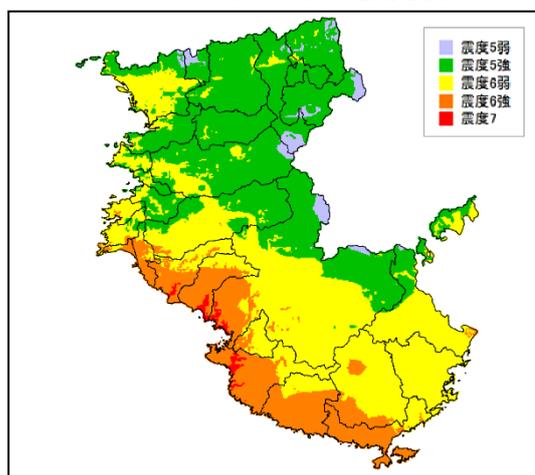
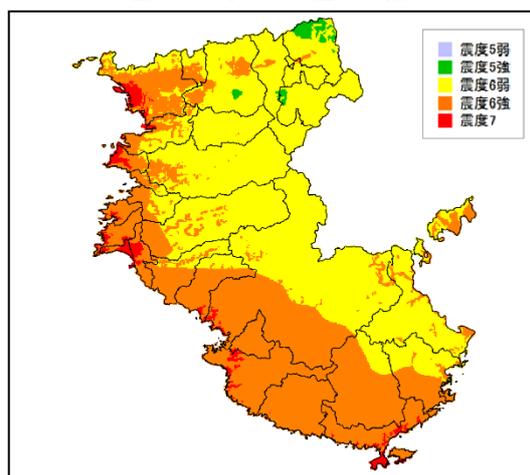


図4 南海トラフ巨大地震



資料 和歌山県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）

(2) 建物被害予測

① 東海・東南海・南海3連動地震

揺れ等（液状化、震動、斜面崩壊）による被害が全般的に大きく、特に沿岸部の津波浸水が著しい地域では、沿岸に平野の広がる地域を中心に大きな揺れと大津波を受けて被害が拡大すると予測されています。

表5 東海・東南海・南海3連動地震による市町村別建物被害予測結果

市町村名	総棟数	全壊棟数		焼失棟数	全壊棟数 合計	半壊棟数 合計
		揺れ等	津波			
和歌山市	148,500	5,200	1,300	940	7,300	36,900
海南市	30,400	750	5,100	5	5,800	4,900
紀美野町	8,100	15	0	0	15	170
紀の川市	35,700	60	0	2	62	720
岩出市	19,000	11	0	2	12	160
橋本市	26,400	24	0	2	26	310
かつらぎ町	10,300	13	0	1	14	180
九度山町	2,500	5	0	0	5	42
高野町	2,900	7	0	0	7	26
有田市	13,700	370	41	4	420	2,800
湯浅町	6,400	180	610	2	780	2,200
広川町	4,500	31	530	1	560	1,100
有田川町	16,600	64	0	3	66	790
御坊市	12,900	1,800	400	980	3,200	3,300
美浜町	4,500	1,100	220	69	1,400	1,300
日高町	3,800	79	330	3	420	490
由良町	4,100	200	1,100	5	1,300	850
印南町	8,100	1,400	420	64	1,900	2,000
みなべ町	8,100	2,400	72	190	2,600	2,100
日高川町	7,000	210	0	4	210	990
田辺市	54,900	10,000	2,600	4,200	16,700	8,600
白浜町	13,800	3,300	730	130	4,100	3,500
上富田町	7,600	630	0	25	650	1,700
すさみ町	3,600	830	150	22	1,000	1,200
新宮市	17,100	1,300	140	400	1,800	3,700
那智勝浦町	10,200	300	2,500	3	2,800	3,300
太地町	1,800	54	250	0	310	650
古座川町	2,800	310	11	11	330	860
北山村	460	10	0	0	10	76
串本町	13,300	3,000	2,100	430	5,500	4,100
合計	497,800	33,000	18,400	7,500	58,700	88,300

資料 和歌山県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）より抜粋

② 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震では、沿岸平野部を中心に大きな揺れと津波の影響により、全般的に東海・東南海・南海3連動地震を上回る被害が予測されています。

表6 南海トラフ巨大地震による市町村別建物被害予測結果

市町村名	総棟数	全壊棟数		焼失棟数	全壊棟数 合計	半壊棟数 合計
		揺れ等	津波			
和歌山市	148,500	32,000	10,000	13,300	55,200	42,600
海南市	30,400	5,400	5,800	590	11,700	5,500
紀美野町	8,100	270	0	2	270	1,500
紀の川市	35,700	1,200	0	64	1,300	4,900
岩出市	19,000	600	0	89	690	2,300
橋本市	26,400	440	0	8	450	2,500
かつらぎ町	10,300	260	0	3	260	1,300
九度山町	2,500	67	0	1	68	330
高野町	2,900	65	0	1	65	350
有田市	13,700	3,700	750	970	5,400	3,600
湯浅町	6,400	1,800	2,200	110	4,100	970
広川町	4,500	530	1,800	6	2,400	650
有田川町	16,600	880	0	15	890	3,200
御坊市	12,900	3,700	3,500	280	7,400	2,700
美浜町	4,500	2,000	1,400	79	3,500	730
日高町	3,800	740	580	10	1,400	650
由良町	4,100	1,500	1,200	16	2,700	600
印南町	8,100	1,400	1,900	16	3,300	1,400
みなべ町	8,100	2,000	2,100	71	4,100	1,700
日高川町	7,000	920	0	12	930	1,700
田辺市	54,900	10,100	11,600	630	22,300	8,200
白浜町	13,800	2,800	3,500	61	6,400	2,900
上富田町	7,600	1,300	0	32	1,400	1,900
すさみ町	3,600	1,200	760	13	2,000	830
新宮市	17,100	1,900	350	900	3,200	4,200
那智勝浦町	10,200	970	5,300	26	6,300	1,500
太地町	1,800	170	1,100	3	1,200	180
古座川町	2,800	840	33	25	900	820
北山村	460	140	0	3	140	170
串本町	13,300	6,500	2,700	590	9,800	1,900
合計	497,800	84,700	56,100	17,900	158,700	100,800

資料 和歌山県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）より抜粋

第1章 和歌山県の耐震化の現状と分析

1 住宅・建築物の耐震基準

昭和56年6月1日に建築物の耐震関係規定を定めた建築基準法が大きく強化され、これ以前の基準を「旧耐震基準」、以降の基準を「新耐震基準」と呼ばれています。

本計画における数値目標を設定するにあたり、以下のとおり取り扱うこととします。

■ 「新耐震基準」による建築物

昭和56年6月以降に着工された建築物 ⇒ 耐震性がある。

■ 「旧耐震基準」による建築物

昭和56年5月以前に着工された建築物 ⇒ 耐震性が不十分な可能性がある。

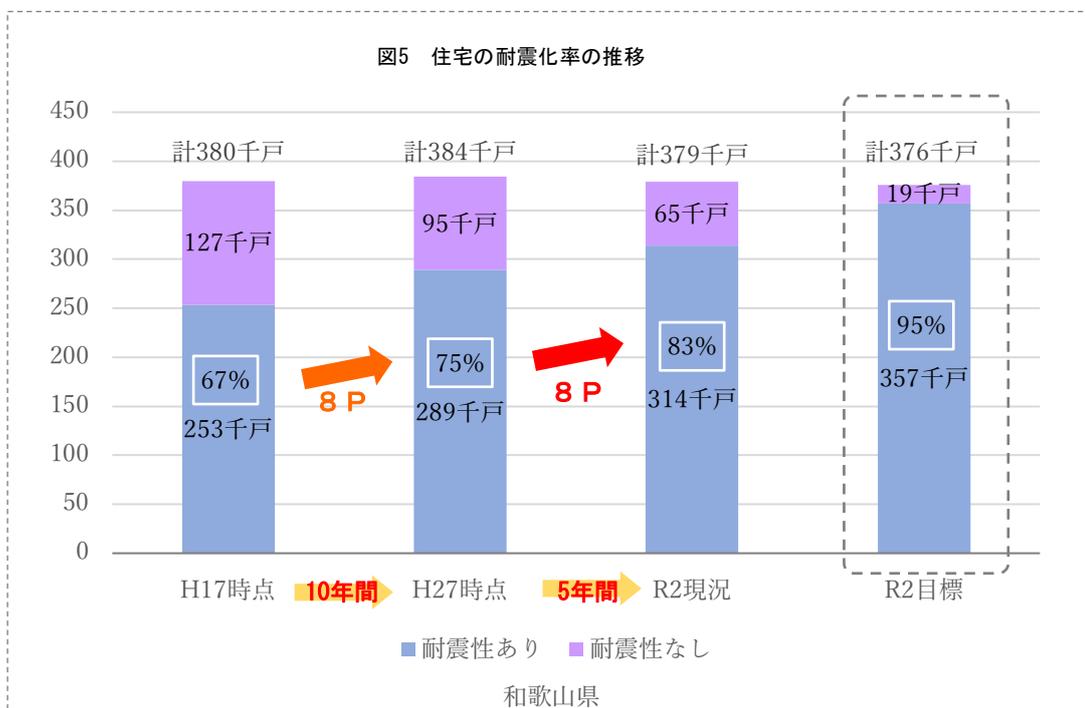
2 住宅

(1) 耐震化率の推移と現状

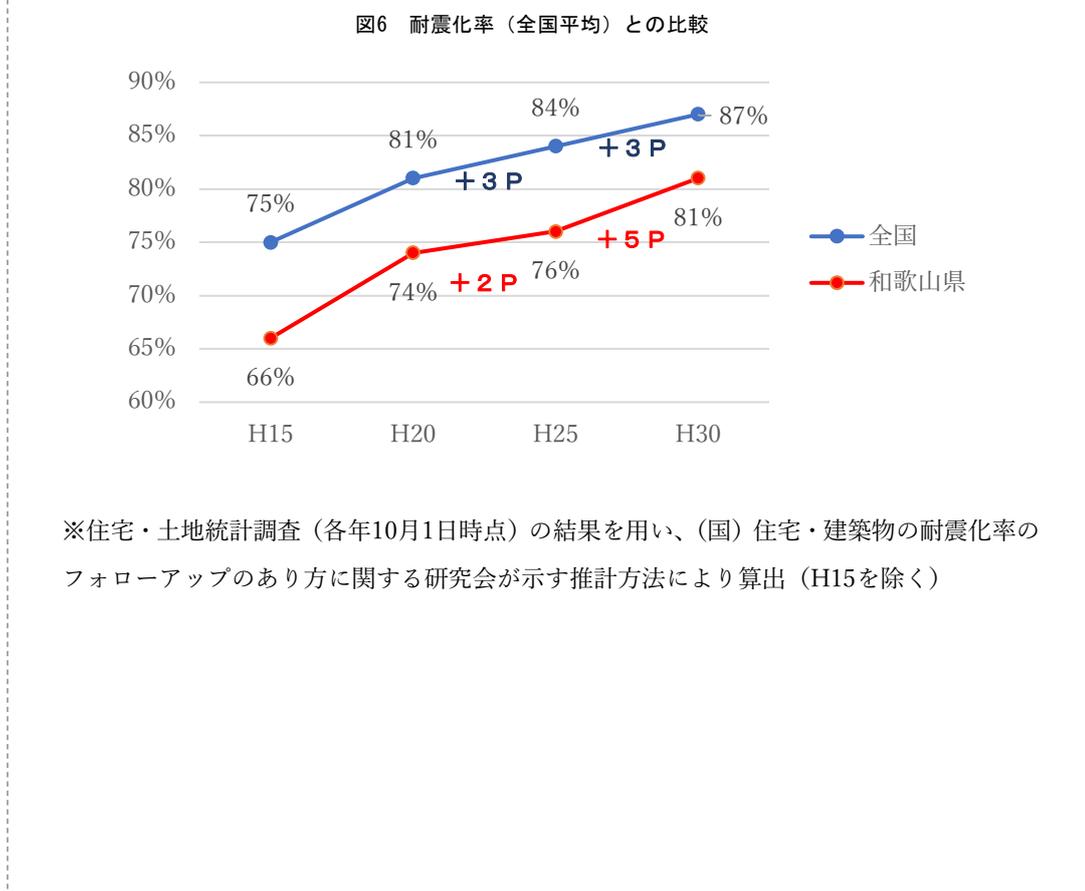
本県における住宅の耐震化率については、前期計画の策定時点（平成27年度）の75%から令和2年度には83%に上昇しているものの、国の方針に即し定めた目標値の95%には達していません。また、耐震化率※の上昇については、全国と同程度となっています。

※耐震化率＝耐震性を有する住宅戸数／居住世帯のある全住宅戸数

- 本県における令和2年度の住宅耐震化率は83%であり、目標値の95%には12%達していない。(図5)
- 耐震化率の推移については、平成17年度から平成27年度の10年間で8ポイントの耐震化率上昇に対し、平成27年度から令和2年度の5年間では8ポイント上昇している。(図5)
- 平成25年から平成30年の5年間では、全国は3ポイントの上昇に対し、本県は5ポイントの上昇となっている。(図6)



※住宅・土地統計調査の結果をもとに、推移を考慮した補正を行い各年度末時点の耐震化率を算出



※住宅・土地統計調査（各年10月1日時点）の結果を用い、(国)住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会が示す推計方法により算出（H15を除く）

(2) 耐震化率の推移の分析

① 住宅の建て方（一戸建て、共同住宅等）による比較

住宅の建て方別に耐震化率の推移を比較すると、住宅総数に対する一戸建て住宅の割合が高い本県や地方都市は、大都市に比べ、耐震化率が上がりにくい環境であると考えられます。

- 共同住宅の耐震化率は90%を超えているのに対し、一戸建て住宅の耐震化率は、約75%～83%となっている。(図7)
- 和歌山県、地方都市は大都市に対し、一戸建て住宅の割合が高い。(表7)
- 和歌山県においては、一戸建て住宅の耐震化率増減が住宅全体における耐震化率増減の主な要因になっている。(図8)

大都市：東京都、愛知県、大阪府

地方都市：秋田県、福井県、和歌山県、島根県、香川県、佐賀県

図7 住宅の建て方別の耐震化率(H30) (%)

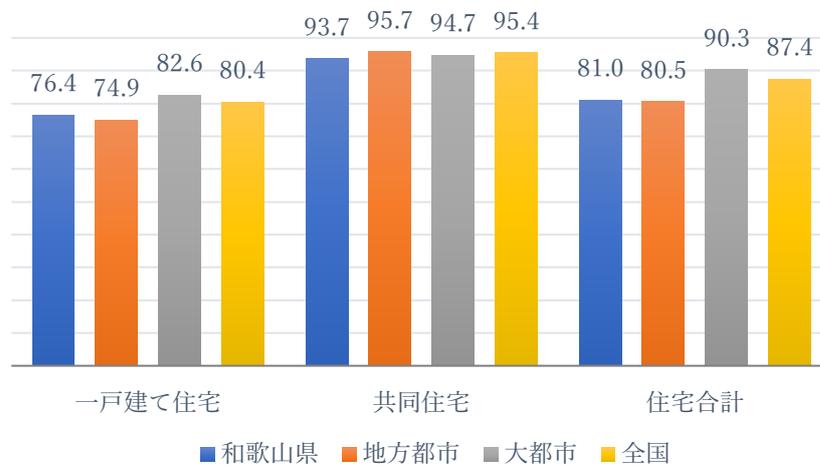
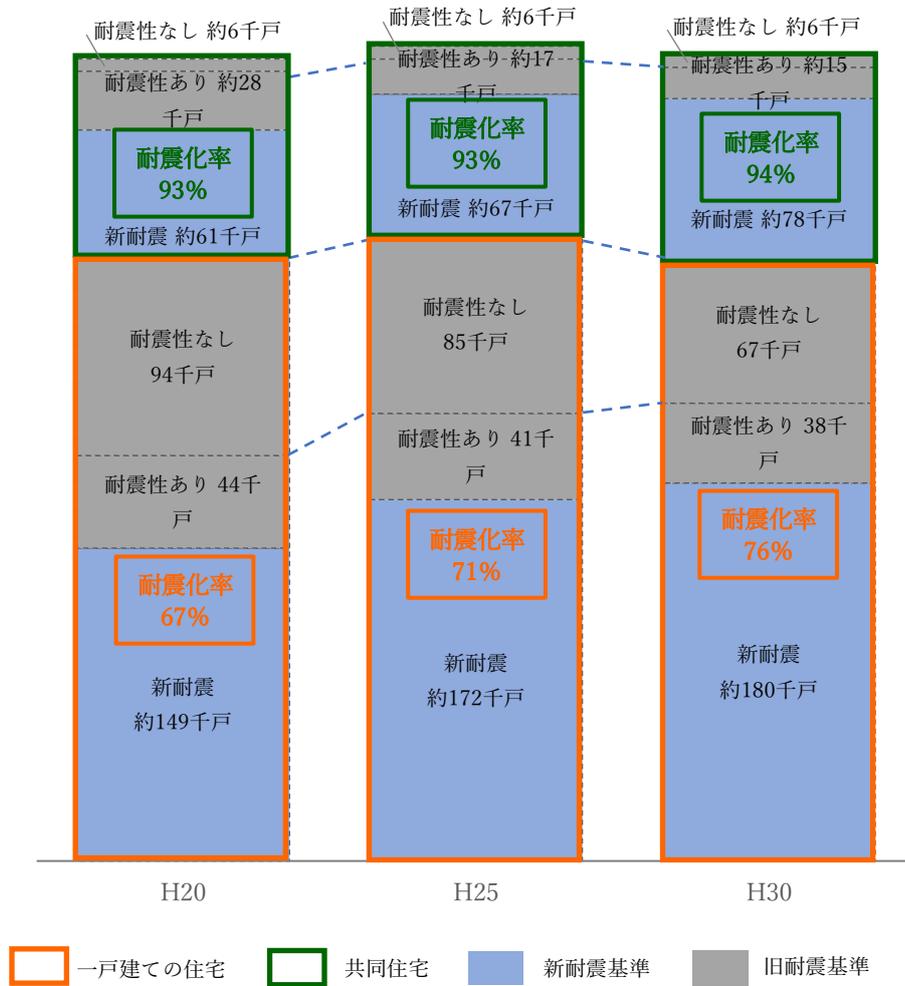


表7 住宅の建て方別の割合(H30) (%)

	和歌山県	地方都市	大都市	全国
一戸建て住宅	74.1	73.2	36.1	53.6
共同住宅	25.9	26.8	63.9	46.4

図8 住宅の建て方別の耐震化率の推移



和歌山県

※住宅・土地統計調査の結果を用い、(国)住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会が示す推計方法により算出

② 住宅の世帯主年齢による比較

住宅の世帯主年齢をみると、本県は、旧耐震基準の住宅における世帯主の高齢化とともに、経済的状況から耐震改修や新築などが難しい状況にあることが考えられます。

- 県では、全住宅に占める世帯主の年齢が65歳以上の割合は42%であるが、旧耐震基準による住宅では、68%となっている。(図9)
- 本県に比べ、耐震化率の高い大都市では、旧耐震基準の住宅における高齢化率は低い。(図9)
- 高齢者世帯の年収は、300万円以下の割合が61%と高い。(図10)

図9 住宅の世帯主の高齢化割合 (H30)

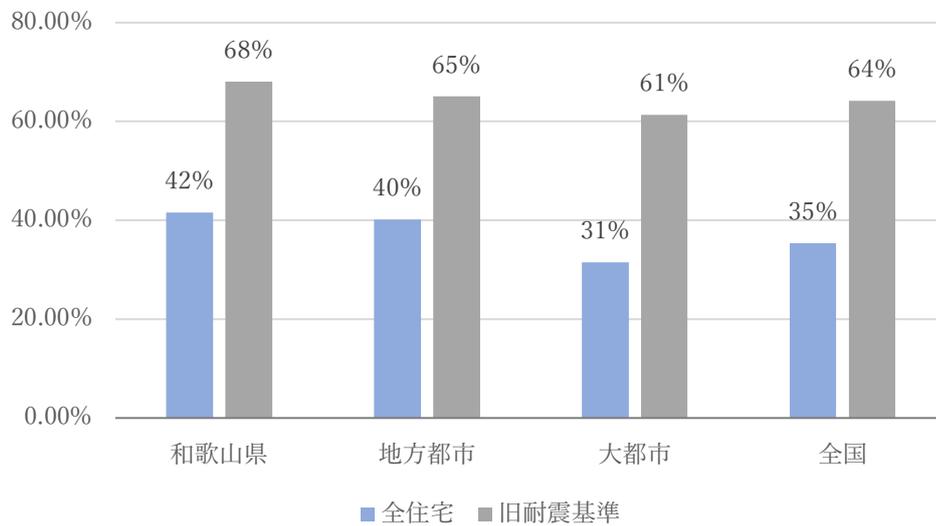
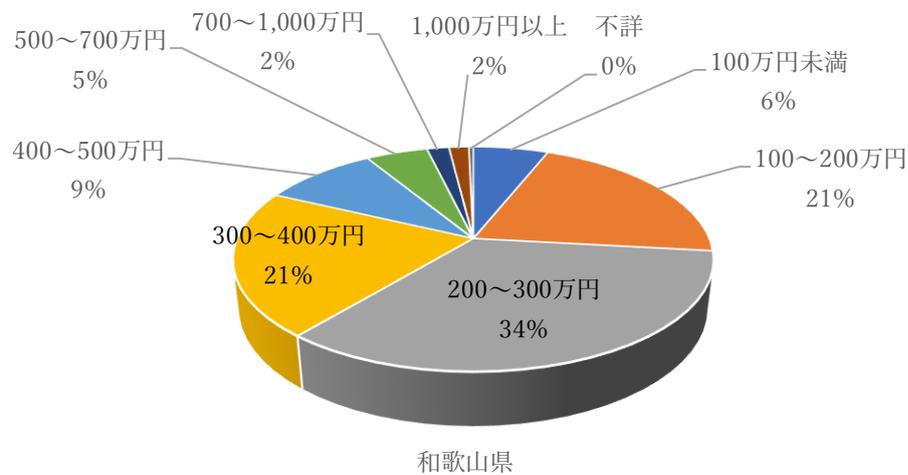


図10 高齢者世帯の年収別割合 (H30)



③ 住宅の新陳代謝による比較

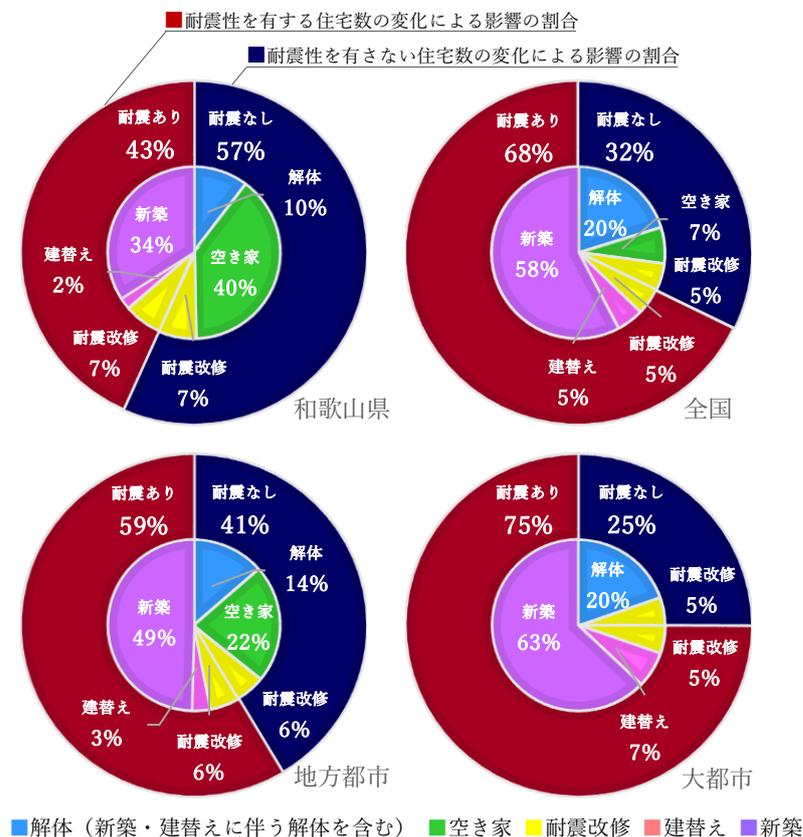
大都市では、耐震性を有する住宅数の変化が耐震化率の向上の要因となっています。要因の多くは新築、建替えによるものとなっています。

耐震改修による影響割合は、5%から7%で、それぞれ同等となっています。

和歌山県では、耐震性を有さない住宅数の変化が耐震化率の向上の要因となっています。要因の多くは空き家の増加によるもの（耐震化率算定上、空き家戸数は、住宅戸数に含まれないため）となっており、耐震性を有さない空き家の対策といった課題も考えられます。

図11 耐震化率上昇ポイントにおける各要素の影響割合（H25-H30）

外円：耐震化率の上昇ポイントのうち、耐震性を有する住宅数の変化及び耐震性を有さない住宅数の変化による影響の割合
 内円：耐震化率上昇ポイントに係る要因（外円）における各要素の割合



(例) 和歌山県の場合

※住宅着工統計より得た値により案分

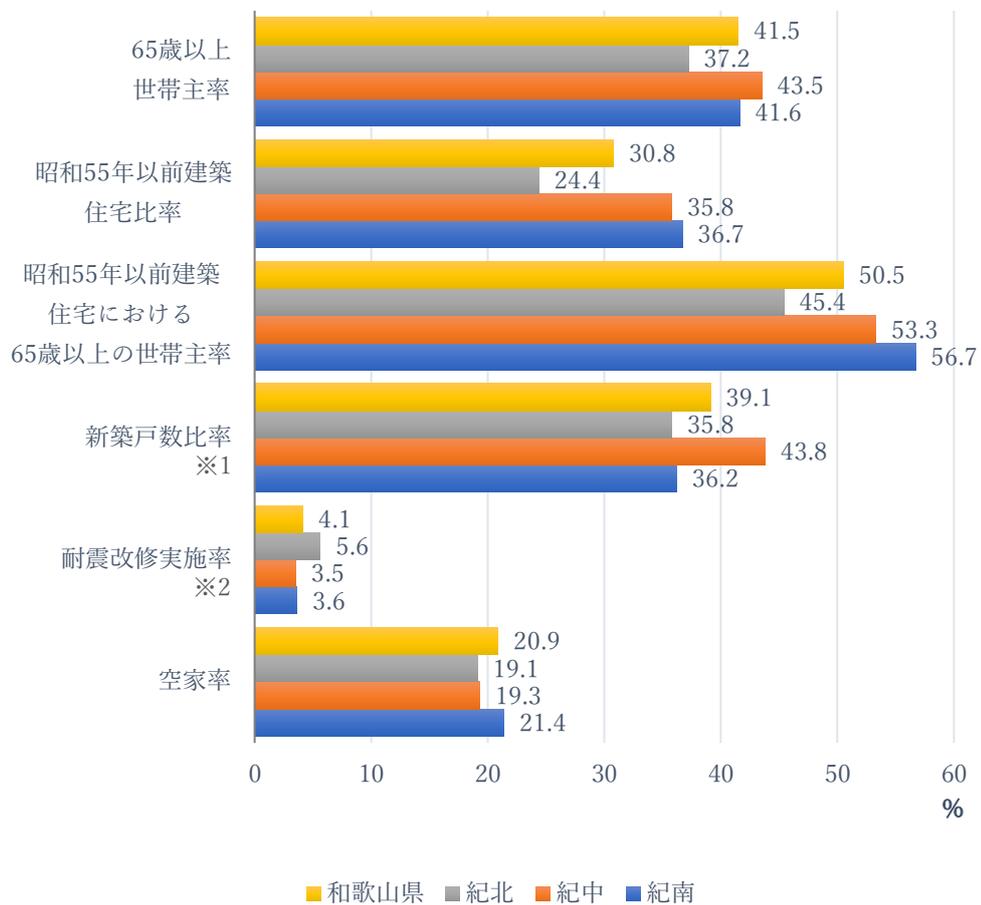
上昇ポイント	要因	割合	/4.4p	要素	割合	/4.4p
H25[76.6%] H30[81.0%] 4.4ポイント 上昇	耐震性を有さない住宅数の変化による影響	-17,854戸 (57%)	2.5p	解体	-3,354戸(10%)	0.4p
				空き家	-12,400戸(40%)	1.8p
				耐震改修	-2,200戸(7%)	0.3p
	耐震性を有する住宅数の変化による影響	+13,654戸 (43%)	1.9p	耐震改修	+2,200戸(7%)	0.3p
				建替え※	+722戸(2%)	0.1p
				新築※	+10,732戸(34%)	1.5p

④ 和歌山県の地域別住宅特性の比較（紀北地方、紀中地方、紀南地方）

和歌山県内の地域別に住宅の特性をみると、世帯主の高齢化等の状況から紀南地域は耐震化率が上がりにくい状況であると考えられます。

- 紀北より紀中・紀南の方が、65歳以上高齢者世帯の比率が高く、昭和55年以前建築住宅の比率及びこれに住む65歳以上の世帯主の比率が高い状況となっている。
- 紀中地方は、高齢者世帯主の比率が高いものの新築戸数比率※1が3地方中最も高い状況となっている。

図12 地域別住宅特性 (H30)



※1 新築戸数比率＝新築・建替えにより取得した住宅戸数／居住世帯のある全住宅戸数

※2 耐震改修実施率＝耐震改修実施住宅数／昭和55年以前建築住宅戸数

(3) 和歌山県の取組実績と分析

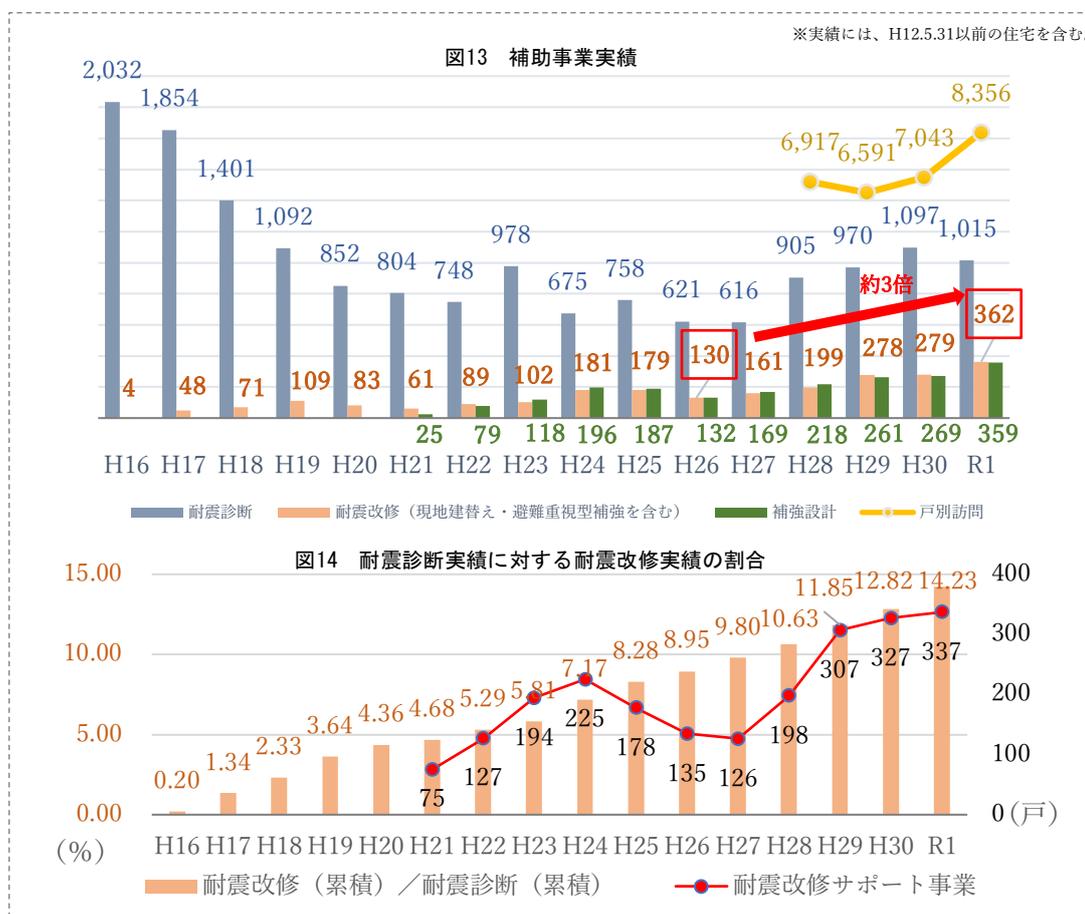
これまで、令和2年度における住宅耐震化率95%の実現に向け、普及啓発活動や助成制度の充実等、各種施策展開を図ってきました。

	H16	H18	H21	H26	H27	H28	H29	H30	R1
普及・啓発 環境整備	・無料耐震相談 窓口開設		・耐震改修サポート事業 (高齢者世帯向け)		・耐震改修サポート事業 (全世帯) ・全県戸別訪問を開始		・代理受領制度導入		
耐震化促進 支援	・無料耐震診断 (木造住宅)		・診断、設計、改修費補助 (非木造住宅)		・設計と改修の総合的実施補助		・H12.5.31以前の木造住宅に支援拡大		
	・耐震改修費補助		・補強設計費補助		▽利用者ニーズに応じた支援		・避難重視型		
	・補強費補助		・現地建替え費補助		・空き家耐震化促進支援		・耐震ベッド、シェルター設置補助		

① 制度展開と補助実績

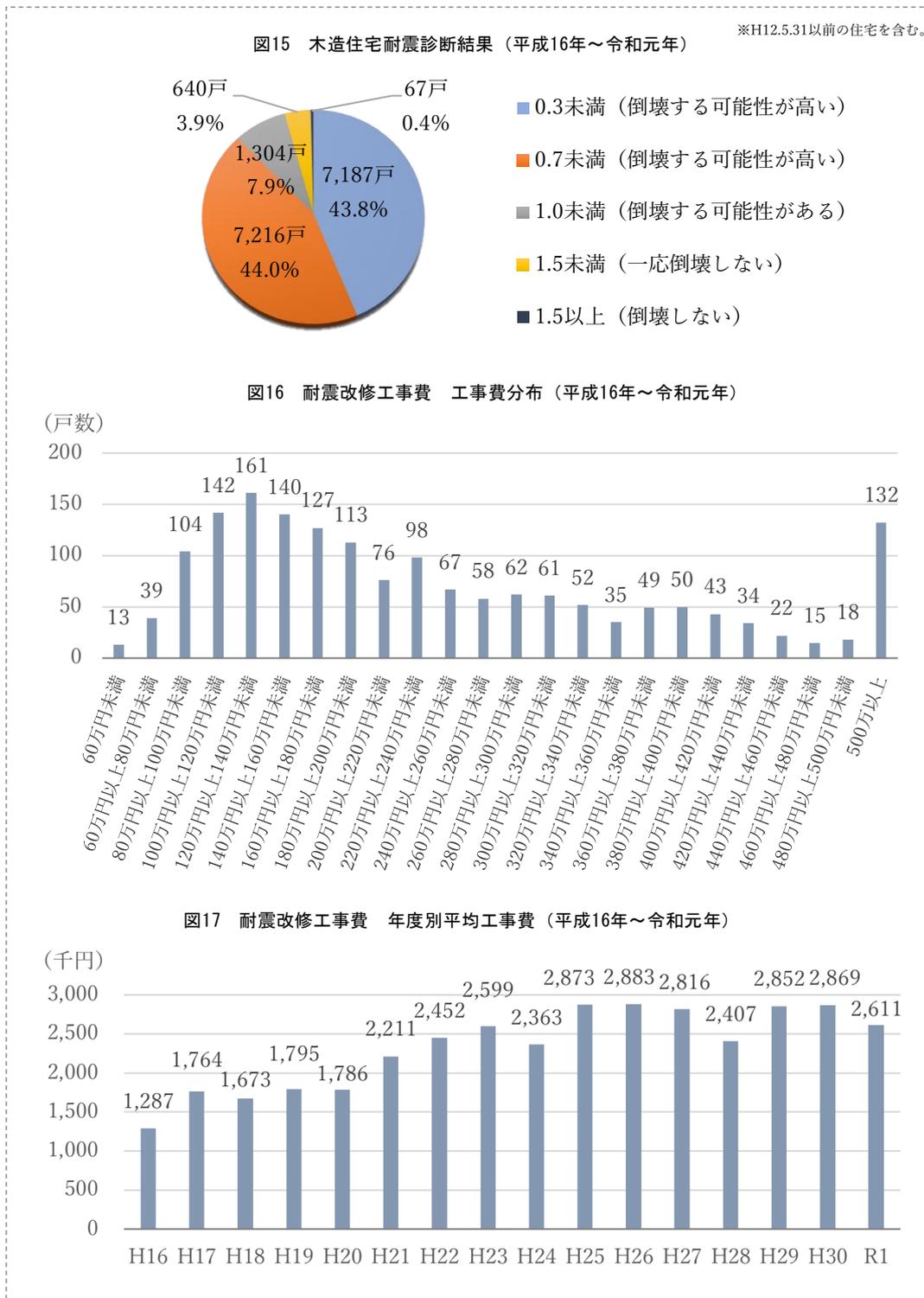
平成28年度から実施している戸別訪問による耐震化促進事業の普及・啓発の全県的な取組により、耐震診断については、近年は、1,000戸程度で推移するとともに、耐震改修については、5年間で約3倍となっています。

平成21年度から耐震改修サポート事業を実施し、各種相談や耐震改修プランの無料提案等を行っていますが、耐震診断実績戸数に対する耐震改修実績戸数の割合は、約15%程度となっています。



これまでの耐震診断の結果については、耐震指標0.3未満が43.8%、0.7未満が44.0%となっており、全体の87.8%が「倒壊する可能性が高い」と判定されています。

耐震改修工事費用は、80万円以上200万円未満の実績が多く、平均工事費は280万円前後で推移しています。

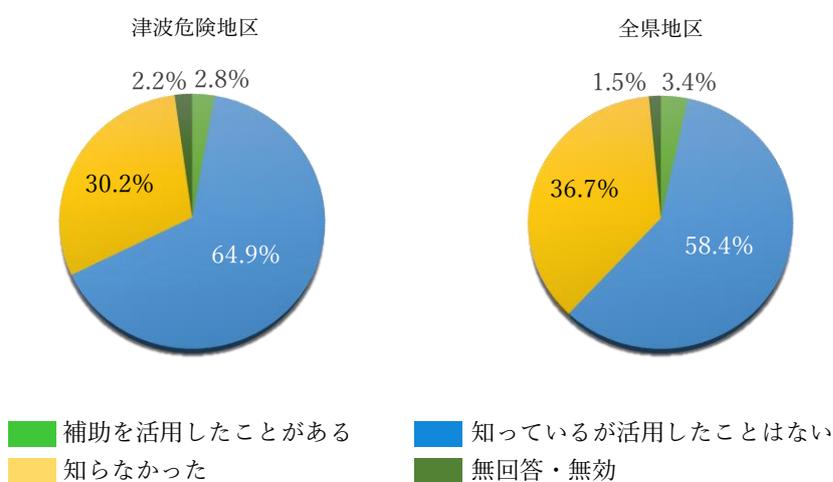


② 住宅の耐震化に対する県民意識

(令和元年度 防災・減災に関する県民意識調査 (和歌山県))

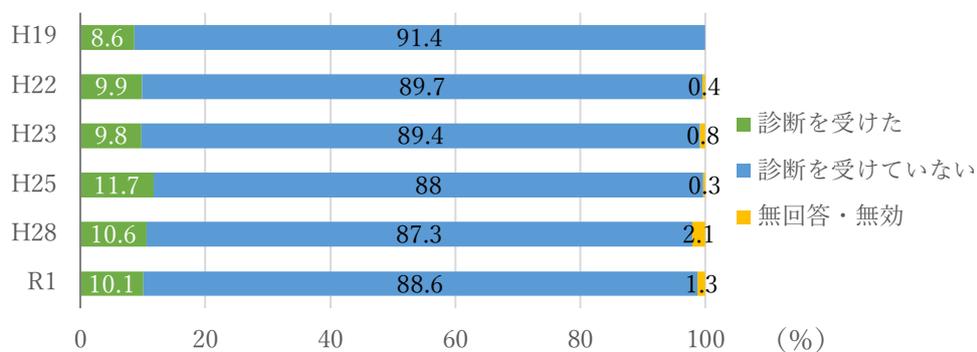
住宅耐震化に関する補助制度の認知度は、約6割となっていますが、診断を受けた割合は10%前後で推移し続けています。耐震診断を受けていない理由としては、「耐震診断の結果、耐震補強などが必要になっても費用が出せない」、「どこに頼めばいいかわからない」といった回答が上位に挙げられています。

図18 自宅の耐震化に補助が受けられることを知っているか



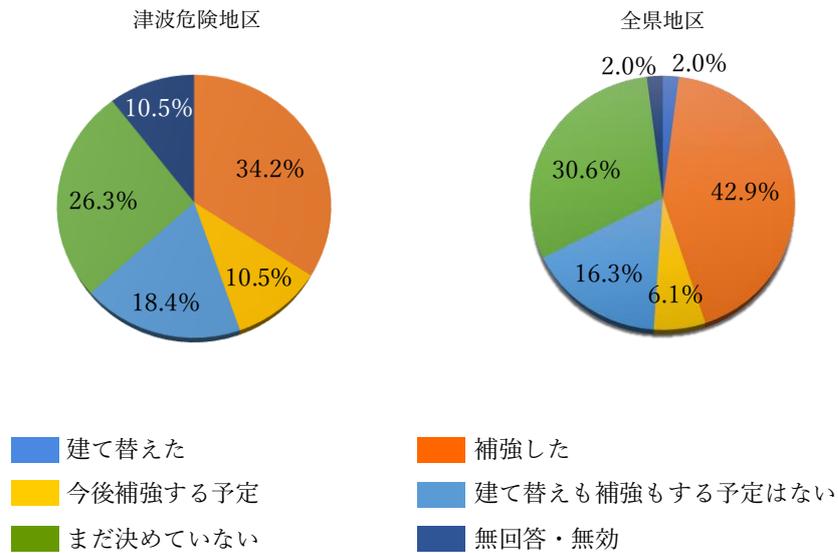
津波危険地区 南海トラフ巨大地震による津波で全域もしくはそのほとんどが浸水深1m以上と想定される地域(町丁目・大字)
 全県地区 津波危険地区を除く地域

図19 専門家による耐震診断を受けたことがあるか

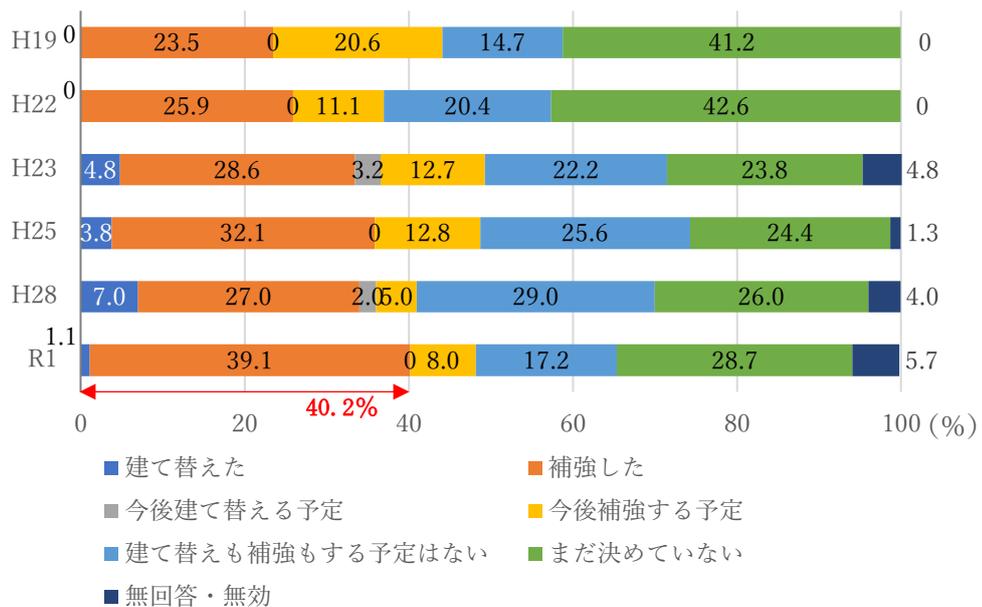


耐震補強が必要と判断された後の対応については、「建て替えた」、「補強した」の合計が、津波危険地区で34.2%、全県地区で44.9%となっています。県下における経年変化をみると、「建て替えた」、「補強した」の合計は、40.2%であり、調査開始以来最も高くなっています。

図20 耐震補強が必要と判断された後、どう対応したか



(経年変化)



3 耐震診断義務化建築物

平成25年11月の耐震改修促進法の改正により、次の(1)、(2)の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものの所有者には、耐震診断を行い、その結果を(1)については、平成27年12月31日まで、(2)については、耐震改修促進計画に記載する期限までに報告する義務が課され、報告された耐震診断の結果については、所管行政庁が公表することとなりました。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

県内における要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果については、平成30年10月に公表しました。令和2年度末の対象建築物は98棟で、そのうち耐震性あり(耐震改修等実施済み含む)が90棟で、耐震化率は91.8%となっています。

表8 要緊急安全確認大規模建築物における耐震化の状況

		ホテル 旅館	病院 集会場 庁舎等	物販店舗 遊技場	幼稚園 小中学校 老人ホーム	危険物 貯蔵場	
平成 30 年 10 月	a 対象建築物	17	13	6	62	1	
	診 断	b 耐震性あり	0	2	0	0	0
		c 耐震性不足	17	11	6	62	1
	d 耐震改修等実施済み	11	6	2	62	0	
	e 耐震性あり (b+d)	11	8	2	62	0	
	耐震化率 (e/a)	65%	62%	34%	100%	0%	
令和 2 年 度 末	a 対象建築物	17	12	6	62	1	
	診 断	b 耐震性あり	0	2	0	0	0
		c 耐震性不足	17	10	6	62	1
	d 耐震改修等実施済み	17	6	3	62	0	
	e 耐震性あり (b+d)	17	8	3	62	0	
	耐震化率 (e/a)	100%	67%	50%	100%	0%	
耐震化率(全施設)		91.8%					

(2) 要安全確認計画記載建築物

本県では、要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害（東海・東南海・南海3連動地震が発生した場合に想定される被害以上の災害）時に避難所としての使用に関し、市町村と協定を締結している又は締結することが確実なもの及び庁舎、避難所等の地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なもの（以下「防災拠点建築物」という。）並びに以下の指定の方針に基づき、緊急輸送道路のうち特に耐震化を促進することが必要な区間の沿道建築物を、要安全確認計画記載建築物とします。

① 路線指定の方針

地震直後において通行の確保が必要な施設と、高速道路のインターチェンジを結ぶ道路から選定します。

施設と道路の概要	地震直後における活動内容
県庁・振興局～最寄 I C	応急対策を指揮する災害対策本部の設置
広域防災拠点（ビッグホエール、コスモパーク加太、白浜空港、橋本市運動公園、田辺スポーツパーク、新宮市運動公園）～最寄 I C	自衛隊等の応援隊の集結や救援物資の集配
国際拠点港湾（和歌山下津港本港区）、重要港湾等（日高港）～最寄 I C	海路による救援物資の集積・集配
市町村役場 [*] ～最寄 I C	応急対策を指揮する災害対策本部の設置

* 串本町、古座川町は事業化路線における最寄り I C 整備後に指定します。

* 田辺市、すさみ町、那智勝浦町は津波浸水想定を踏まえ別庁舎(整備中を含む)までを指定します。

② 対象となる建築物

昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物で、下図に該当するもの。

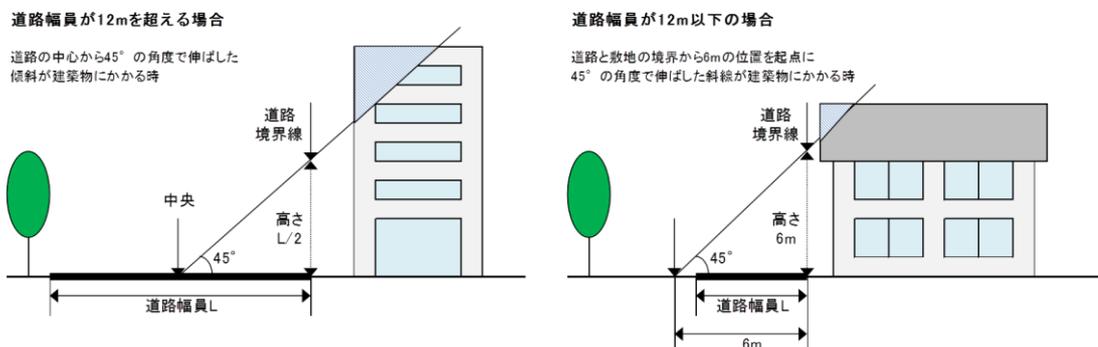


表9 要安全確認計画記載建築物における耐震化の状況

		①避難所使用協定 ホテル・旅館	②防災拠点建築物	
令和 元 年 7 月	a 対象建築物	17	8	
	診 断	b 耐震性あり	0	0
		c 耐震性なし	17	8
	d 耐震改修等実施済み	14	1	
	e 耐震性あり (b+d)	14	1	
	耐震化率 (e/a)	82%	13%	
令和 2 年 度 末	a 対象建築物	17	7	
	診 断	b 耐震性あり	0	0
		c 耐震性なし	17	7
	d 耐震改修等実施済み	17	2	
	e 耐震性あり (b+d)	17	2	
	耐震化率 (e/a)	100%	29%	

4 多数の者が利用する建築物

令和2年度の耐震化率は約92%で、平成27年度の耐震化率（約90%）と比べると、2ポイント上昇しています。令和2年度の耐震化率は、公共建築物で約97%、民間建築物では約90%となっております。

表10 建築物の耐震化の推移

	H27				R2 (H32)			
	耐震性有	耐震性無	計	耐震化率 : %	耐震性有	耐震性無	計	耐震化率 : %
多数の者が利用する建築物	5,711	662	6,373	89.6	5,684	535	6,219	91.4
公共	1,653	117	1,770	93.4	1,604	64	1,668	96.2
民間	4,058	545	4,603	88.2	4,080	471	4,551	89.7
1. 災害時の拠点施設	1,616	105	1,721	93.9	1,568	74	1,642	95.5
公共	1,190	39	1,229	96.8	1,138	16	1,154	98.6
民間	426	66	492	86.6	430	58	488	88.1
2. 1以外	4,095	557	4,652	88.0	4,116	461	4,577	89.9
公共	463	78	541	85.6	466	48	514	90.7
民間	3,632	479	4,111	88.3	3,650	413	4,063	89.8

令和2年度の耐震化率については、「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料（令和2年5月）」に基づき推計しています。

- ・公共建築物の耐震性有建築物数の算定は、消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況」資料及び「エネルギー経済統計要覧」で得られる数値を参考に、耐震性無建築物の算定は、各市町村から聞き取り調査を行った実数を用いています。
- ・民間建築物の算定は、「エネルギー経済統計要覧」で得られる数値及び「国土交通省の都道府県アンケート結果の耐震化状況」を参考にしています。

5 県有施設

本県では、近い将来、発生が予想されている南海トラフの地震等に備えるため、昭和56年5月以前の建築基準法に基づき建築された県有施設で一定規模・用途の建築物*について、「県有施設の耐震診断の実施方針（平成17年2月策定）」に基づき、平成17年度から平成19年度までの3ヵ年で計画的に耐震診断を実施し、改修が必要と判断された県有施設について、耐震改修・撤去により、安全性の確保を行ってきました。残る1棟の撤去により耐震化率は100%となります。

*木造以外の建築物で2階以上を有し、又は延べ面積200㎡を超える建築物（県営住宅、未使用施設及び県民の利用を見込まない施設等は除く。）

表11 県有施設の耐震化の状況

令和2年度末現在

対象建築物	改修不要建築物	要改修建築物	
		改修済	撤去予定
458棟 (全て診断済)	156棟	301棟 (うち48棟撤去、2棟譲与)	1棟

6 今後の取組に求められる事項

住宅（共同住宅、長屋を含む）の耐震化については、住宅全体に対する割合が多い一戸建て住宅について更なる耐震化の促進が必要です。

促進にあたっては、戸別訪問の計画的な実施や耐震改修サポート事業のフォローアップなど、きめ細やかな普及・啓発が必要です。

また、旧耐震基準による住宅は、築後40年を経過してくることや世帯主の高齢化が進んでいることから、リフォームと合わせた耐震改修の実施や、建替え、除却への支援、また、高齢化の進捗状況や津波による影響が想定される区域など、地域の特性に応じた支援が必要です。

住宅以外の建築物の耐震化についても、耐震化促進に向け、更なる普及・啓発を行うとともに、耐震診断義務化建築物への支援の検討が必要です。

第2章 耐震化の目標

1 耐震化の数値目標

住宅については、平成30年度の全国平均耐震化率は87%となっており、国においては、令和7年度の耐震化率の目標を95%としています。

和歌山県では、長期総合計画において、「安全・安心で尊い命を守る和歌山」をめざし、「いのちを守る」施策として耐震化の推進を掲げており、また、和歌山県国土強靱化計画においても、建築物の耐震化に重点的に取り組むこととしており、本計画においてもこれらとの整合を図り、目標を設定しました。

耐震診断義務化建築物、多数の者が利用する建築物については、早期に耐震改修が進められることが望ましいことから、国における目標や本県における耐震化率の現状を踏まえ、設定しました。

表12 耐震化の数値目標

対象建築物		現状（令和2年度末）	目標（令和7年度末）
住宅		83%	おおむね解消
化耐 建震 築診 物断 義 務	要緊急安全確認大規模建築物	93%	おおむね解消
	要安全確認計画記載建築物	—	おおむね解消
	避難所使用協定ホテル・旅館	100%	継続
	防災拠点建築物	29%	おおむね解消
	緊急輸送道路沿道建築物 （組積造の塀を含む）	—	おおむね解消
多数の者が利用する建築物		92%	おおむね解消
1. 災害の拠点となる建築物 （庁舎、学校、病院等）		96%	おおむね解消
2. 1以外の建築物		90%	おおむね解消

第3章 住宅・建築物の耐震化促進に関する施策

1 役割分担と基本方針

(1) 耐震化施策における役割分担

住宅・建築物の所有者等、県、市町村及び関係団体の役割を以下のとおりとし、耐震化の促進を行います。

① 住宅・建築物の所有者等

自らの問題、地域の問題として認識して、自主的に耐震化に取り組めます。

② 県、市町村

建物所有者の取組を支援するという観点から、耐震化に取り組みやすい環境整備や負担軽減に取り組めます。

県：市町村が実施する助成制度を可能な限り支援するとともに、あらたに建築物の耐震化のための仕組みづくり、総合的な啓発及び技術者の育成等を行います。

市町村：助成制度を実施するとともに、地域の特性を踏まえ、地域と連携した取組を推進します。

③ 関係団体

建物所有者等が耐震化に取り組む際に、安心して取組めるよう県、市町村と連携し環境整備に取り組めます。

(2) 基本方針

県・市町村は、耐震化の促進に向け、以下の方針に基づき取組むものとします。

① 「地震に対する安全性や耐震化に関する意識啓発（危険性の周知）」

ア 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

イ 住宅・建築物の地震時の総合的な安全対策に関する啓発

② 「安心して耐震改修を行うための環境整備」

ウ “だれもが気軽に簡単に相談できる” 相談窓口の周知・活用促進

エ 耐震診断・耐震改修に対応できる専門家の体制整備の推進

オ 耐震診断後の耐震改修を促進するための仕組みづくり

③ 「耐震化の促進を図るための支援（負担軽減に対する取組）」

カ 住宅耐震化促進事業の更なる充実・強化

キ 耐震診断義務化建築物等を対象とした助成支援

2 具体的施策

(1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

① 地震ハザードマップの作成・公表

『地震ハザードマップ』は、地震時の自助による人命の確保を目的の一つとしたものであると同時に、地震に対する予防対策を喚起するための重要なツールとなることから、『地震ハザードマップ』の作成・公表を促進し、更なる耐震対策の重要性を普及・啓発する。

② パンフレットの作成・配布

耐震診断・耐震設計・耐震改修に関する啓発パンフレットや、耐震対策による減税制度に関するパンフレット等の作成・配布を行い、耐震化の促進を図る。

③ 戸別訪問の実施

市町村と連携し、「耐震診断ローラー作戦」により戸別訪問を実施し、所有者自らの住宅の状況の認識と耐震改修の必要性の意識醸成を図り、耐震診断及び耐震改修率の向上を図る。

施策内容	区分	分担	備考
①地震ハザードマップの作成・公表	継続	市町村	公表13市町 (令和2年度末)
②助成制度・税制等に関するパンフレットの作成・配布	継続	県・市町村	
③「耐震診断ローラー作戦」の実施	継続	市町村	

(2) 住宅・建築物の地震時の総合的な安全対策に関する啓発

① ブロック塀等の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があります。このため、ブロック塀、窓ガラス、ベランダ、屋根等、住宅の危険度の自己チェックと、点検や補強手法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、県民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図ります。

また、ブロック塀の適切な施工については、これまでの防災パンフレット等による啓発に加え、引き続き、適切な施工について施工者団体に要請します。

施策内容	区分	分担	備考
ブロック塀等の安全対策に対する意識啓発	継続	県・市町村	
ブロック塀等の適切な施工に関する施工者団体への要請	継続	県・市町村	
通学路や避難路沿道におけるブロック塀等の安全対策への支援	継続	県・市町村	

② 窓ガラス飛散防止対策、天井落下防止対策等

市街地で人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの飛散防止対策や外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、また大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、引き続き、建築物の所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、啓発・指導を図っていきます。

③ エレベーター、エスカレーターの地震防災対策

建築基準法によるエレベーター、エスカレーターの定期検査の機会を捉え、現行基準に適合しないものについて、地震対策の実施を促すとともに、エレベーターの閉じ込めや停止したエレベーターの早期復旧のための対策について所有者に周知し、耐震安全性の確保の促進を図っていきます。

④ 給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下対策

建築基準法による建築設備の定期検査の機会を捉え、現行基準等に適合しないものについて、地震対策の実施を促し、耐震安全性の確保の促進を図っていきます。

⑤ 家具の転倒防止対策

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになったりすることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、防災関連施策の実施やローラー作戦の実施に合わせて、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により県民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及を図っていきます。

施策内容	区分	分担	備考
②～⑤所有者等への周知・啓発	継続	県・市町村	

(3) “だれもが気軽に簡単に相談できる”相談窓口の周知・活用促進

相談窓口担当者への知識の普及を行いつつ、より多くの方が耐震改修相談に訪れるよう相談窓口の開設情報の提供や開設場所の周知を図ります。

施策内容	区分	分担	備考
相談窓口担当者等への知識の普及	継続	県	
耐震相談窓口の周知	継続	県	指定設計事務所 121事務所 (令和2年度末)

(4) 耐震診断・耐震改修に対応できる専門家の体制整備の推進

木造住宅に係る耐震知識を有する技術者「木造住宅耐震診断士」を養成し、円滑な耐震化促進事業の実施を図ります。また、防災の中心的な担い手となる地域防災リーダーの育成講座を通じ、耐震化に関する知識の普及に努めます。

施策内容	区分	分担	備考
和歌山県木造住宅耐震診断士の養成	継続	県	登録者413人 令和2年度末
地域防災リーダーの耐震化に関する知識の普及	継続	県	

(5) 耐震診断後の耐震改修を促進するための仕組みづくり

耐震診断の結果をもとに、費用の見込みや工事の内容について、耐震改修に関する豊富な知識をもった専門家「耐震マネージャー」を派遣し、各種相談や改修プランの提案を行う『耐震改修サポート事業』を実施するとともに、一定期間が経過した時点で再度訪問するなど、耐震改修に向けた意識の醸成を図ります。

また、耐震化を促進するためには、耐震改修にかかる所有者の経済的負担を軽減させるための取組が重要であることから、建築関係団体及び事業者に対して、耐震改修に資する様々な事例の提供と、耐震改修技術に関する講習会を実施し、低コスト耐震改修工法の周知に取組みます。

施策内容	区分	分担	備考
耐震改修サポート事業の普及・啓発の強化とフォローアップ	継続	県・市町村	
低コスト耐震改修工法の情報提供と普及・啓発	継続	県	

(6) 住宅耐震化促進事業の更なる充実・強化

本県では、平成16年度から住宅の耐震診断・耐震改修の支援を開始し、その後、補強設計や現地建替え、平成12年5月以前に建築された木造住宅への支援を拡充するとともに、補強設計と耐震改修の総合的な実施への支援強化や耐震改修費用の負担軽減に向けた代理受領制度の導入など、支援の充実・強化を行ってきました。

また、耐震改修には、多額の費用を要することから、避難を重視した小規模な補強工事や耐震ベッド・耐震シェルターへの助成など、利用者ニーズに応じた支援を行うとともに、空き家の耐震対策など、新たな政策課題に対応した支援を行ってきました。

今後は、津波による被害の恐れのある地域など、地域の特性に応じた耐震化の取組を行います。

施策内容	区分	分担	備考
耐震設計（建替え含む）助成費の充実	継続	市町村	
耐震改修（建替え含む）助成費の充実	継続	市町村	
利用者ニーズに応じた支援の充実	継続	市町村	
地域の特性に応じた支援の充実	継続	市町村	

(7) 耐震診断義務化建築物等を対象とした助成支援

平成25年度の法の改正により、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模なもの、一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの、さらには、県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物については、耐震診断の実施とその結果報告が義務化されました。これらの建築物は地震の発生により建築物に被害が生じると、多くの人の命が危険に晒されるだけでなく、建築物の倒壊による道路閉塞等により、災害対応の初動体制への影響や救急・救助活動への支障など、広範囲な影響が生じるものです。

本県では、これまで耐震診断が義務付けされた建築物のうち、避難所に位置づけされる建築物や災害時に避難弱者が存在する建築物に対し、耐震診断から耐震改修までを支援する「大規模建築物耐震化促進事業」を実施してきました。

今後は、その他の建築物についても防災対策の重要度や耐震性能、施設特性（規模・利用者数・老朽化・耐用年数等）などの優先すべき視点を勘案し、撤去や移転なども含めた総合的な耐震対策を促進します。

施策内容	区分	分担	備考
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援	新規	県	
防災対策上の重要度等を勘案した、段階的な耐震化の促進	継続	市町村	
低未利用建築物の耐震化及び撤去の促進	継続	市町村	

第4章 所管行政庁との連携に関する事項

1 耐震改修促進法による指導等

(1) 指導・助言対象建築物（全ての既存耐震不適格建築物）

① 指導・助言

所管行政庁である本県及び和歌山市は、法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く）の所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するとともに、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、法第16条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するものとしします。

(2) 指示・公表対象建築物

① 周知

所管行政庁である本県及び和歌山市は、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図り、耐震診断の確実な実施を推進していくものとしします。

② 指導・助言・指示

所管行政庁である本県及び和歌山市は、指示対象建築物の所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するとともに、指導に従わない者に対しては、法第15条第2項の規定に基づき必要な指示を行います。

また、正当な理由がなく、上記指示に従わなかったときは、法第15条第3項の規定に基づきホームページ等を利用し、その旨を公表することとしします。

(3) 耐震診断義務化建築物

① 周知

所管行政庁である本県及び和歌山市は、要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物である旨の周知を行い、耐震診断の確実な実施を推進していくものとしします。

② 結果の報告に対する措置

所管行政庁である本県及び和歌山市は、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対して、個別の通知等を行い、耐震診断の結果の報告を促し、それでもなお報告しない場合は、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、法第8条第2項の規定に基づきホームページ等を利用し、その旨を公表し、確実な耐震化の促進を図っていきます。

③ 報告の内容の公表

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、当該報告の内容をとりまとめたうえで公表することとし、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記し、迅速に耐震改修等に取り組んだ所有者が不利になることが無いよう運用していきます。

④ 指導・助言・指示

所管行政庁である本県及び和歌山市は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するとともに、指導に従わない者に対しては、法第12条第2項の規定に基づき必要な指示を行います。

また、正当な理由がなく、上記指示に従わなかったときは、ホームページ等を利用し、その旨を公表することとします。

指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）（法第15条第1項、法第16条第2項）

- 特定既存耐震不適格建築物
 - ・多数の者が利用する一定規模以上の建築物（法第14条第1号、令第6条）
 - ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場（法第14条第2号、令第7条）
- 住宅や小規模建築物等（法第16条第1項）

指示・公表対象（法第15条第2項・第3項）

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの（法第15条第2項第1号・第2号、令第8条）
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの（法第15条第2項第3号、令第8条）
- 都道府県又は市町村が指定する避難路*沿道建築物（法第15条第2項第4号）
*法第5条第3項第2号・第3号、法第6条第3項の規定による避難路

耐震診断の義務付け・結果の公表（法第8条・第9条）

要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条、令附則第2条）

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（法第7条）

- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物（法第5条第3項第1号）
- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
（法第5条第3項第2号、法第6条第3項第1号）

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項

1 「和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会」について

県内の建築物等の耐震対策を推進するため、県、市町村及び建築関係団体が連携して、既存建築物等の耐震性の向上並びに、被災建築物等の応急危険度判定の実施、相互応援及び連絡等に係る体制整備を図り、災害に強い住まいづくり・まちづくりに資することを目的として和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会を平成14年に設立しました。今後とも本協議会を通じ、耐震化に必要な取組を検討していきます。

〈事業内容〉

- ・ 被災建築物応急危険度判定のための体制整備
- ・ 既存建築物の耐震診断・改修の促進及び啓発普及に関すること
- ・ 被災宅地危険度判定のための体制整備